

**令和6年度 鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務の委託に関する
提案募集要項**

令和6年度 鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務（以下「本業務」といいます。）の委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度 鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務

(2) 業務の内容

別添委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 委託費用の上限

金18,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

※ 委託費用には、国土交通省所管の官民連携まちなか再生推進事業におけるエリアプラットフォーム活動支援事業（エリアプラットフォームの構築（新規））の補助金（3,000,000円）を含んでいます。

2 参加資格

本業務に関する履行能力を判断するため、以下の事項を満たしていることを参加の要件とします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者、又は、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること

ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと

エ 本市の市民税及び固定資産税の未納がないこと

オ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと

カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

- (2) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと

- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと

- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第

8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと

- (5) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと

3 応募手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者（以下「受託希望者」といいます。）は、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書（第1号様式） 1部

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者以外は、参加申込書と併せ、自己を証明する書類として次の書類（⑦～⑫については原本（コピー不可）とし、申込日から3箇月以内に発行されたもの）を各1部提出すること。

- ⑦ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）

- ⑧ 2(1)ウ、エを証明する納税証明書

※ エについては、法人にあっては京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ、人にあっては京都市内に住民票がある場合又は固定資産を所有する場合のみ

- ⑨ 水道料金・下水道使用料納付証明書

※ 京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件受託希望者の場合のみ

- ⑫ 登録を受けている事業の登録証明書

※ 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合のみ

イ 提案書（第2号様式～第4号様式） 2部

次の事項について記載してください。

- ⑦ 業務実績

本業務と同種又は類似する業務（公民連携のまちづくりの支援、地域環境の向上若しくは地域資源の利活用等に係る社会実験等の企画・実施・効果検証・コンサルティング等（以下「同種・類似業務」といいます。）の実績で平成26年度以降に業務を完了したものを記載してください。

- ⑧ 本業務の実施体制

本業務において配置する管理技術者及び担当技術者の保有資格、同種・類似業務の実績並びに手持ち業務（委託期間内の予定も含みます。）の状況について記載してください。

- ⑨ 本業務に係る提案

仕様書の内容を踏まえ、以下①～③について、提案してください。

① 鴨川を中心としたまちづくりの推進（進め方）に関する提案

鴨川とその周辺の地域特性を踏まえ、鴨川を中心としたまちづくりを推進するに当たり、まちづくりのコンセプト、公民連携体制の構築等をしていくためのプロセスや仕組み（機運醸成の取組も含む）、事業資金の調達スキーム等の提

案

なお、以下②、③についても、提案したコンセプトに沿うものとする。

② 鴨川（三条～四条）とその周辺エリアにおける夜間景観づくりのための社会実験に関する提案

- ・ 昨年度三条大橋南側において実施した夜間景観づくりの実証実験を踏まえた魅力的な夜間景観の形成に関する提案
提案においては、事業を実施（施設整備や維持管理等）する主体（複数により実現を図る場合は、各主体の役割分担や体制を含む。）を想定して行うこと。
- ・ 提案する夜間景観の形成がもたらす効果や影響を検証するための社会実験の提案
社会実験については、実施する時期、期間、規模とともに、その効果や影響（人の流れの変化やそれに伴う安全性・快適性の確保等）を検証するための指標、方法を想定して行うこと。

③ 鴨川を中心とした周辺の公有地等を活用した居心地のよい空間づくりのための社会実験に関する提案

- ・ 鴨川やその周辺の魅力向上及び滞在快適性・回遊性の向上等を図るための空間づくりに関する提案
- ・ 提案する空間づくりがもたらす効果や影響を検証するための社会実験の提案
社会実験については、実施する時期、場所、内容（ねらい・効果・検証方法）を想定すること。場所については、鴨川河川区域以外の公有地等（実現の可否は関係者との協議によるため、提案時点の想定）とする。
- ・ 公民連携での実施を前提としているため、連携し得る事業者等へのヒアリングや調整（プロジェクトチームの立上げ）のプロセスについての提案

(I) 受託見積金額

本業務の受託見積金額を記載してください。積算内訳のわかる見積書（様式自由）を添付してください。

ただし、官民連携まちなか再生推進事業の補助金（3,000,000円）の対象となる項目において、備考欄等に当補助金を計上していることがわかる記載としてください。

(2) 提出期限

ア 参加申込書（第1号様式）

令和6年5月27日（月）正午必着

イ 提案書（第2号様式～第4号様式）

令和6年5月31日（金）正午必着

(3) 提出先及び提出方法

担当部局宛てに郵送又は事前に電話連絡のうえ持参により提出してください。また、郵送による場合は、配達されたことを必ず電話で確認してください。

(4) 提案募集に関する質疑

ア 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和6年5月20日（月）正午までに（必着）、担当部局宛てに電子メール又は郵送により、質疑書（様式自由）を提出してください。また、電子メールによる場合は、受信を必ず電話で確認してください。

イ 質疑に対する回答

全ての質疑及び回答については、京都市都市計画局まち再生・創造推進室のホームページに掲載します。

なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(5) プレゼンテーションの実施

提案書類等の提出後、令和6年6月4日（火）（予定）に、プレゼンテーションの機会を設けます。時間等の詳細は、参加申込書提出後に別途連絡します。

(6) 担当部局

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当：田村、福原）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：（075）222-3503

電子メールアドレス：machisai@city.kyoto.lg.jp

4 受託候補者の選定

(1) 選定方法

受託候補者選定委員会（都市計画局まち再生・創造推進室内に設置します。）において、提出された提案書に基づき、次の(2)に掲げる評価項目について内容を審査及び評価し、第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定します。

ただし、第1順位の提案を行った者の評価点が60点に満たない場合は、当該受託希望者に対しヒアリングを実施するものとし、その者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないときは、受託候補者として選定しません。このほか、本業務の履行に支障があると認められる場合においても、受託候補者として選定しないことがあります。

なお、これらの場合においては、次点の者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限ります。）を受託候補者として選定することとします。

(2) 評価項目

評価項目		評価事項	配点
実 業 績	提案事業者の業務実績	同種・類似業務の実績を有しているか。	20 点
	配置技術者の業務実績	同種・類似業務の実績を有しているか。	
実施体制	人員配置	業務遂行に十分な人員が確保された体制か。	15 点
	安定的な体制の確保	委託期間内において、管理技術者及び担当技術者が他に従事している又は従事する予定の業務があるか。	

	本店等の所在地	京都市域内に本店又は支店を有しているか。	
業務提案	①本事業（鴨川を中心としたまちづくりの推進（進め方））の提案	・本業務の趣旨を十分に把握したうえで立案されているか。 ・本業務エリアの地域特性を踏まえ、実現性のある提案となっているか。 ・更なる魅力創出に向けた持続可能な事業推進に繋げていける仕組みが提案されているか。	30 点
	②鴨川（三条～四条）とその周辺エリアにおける夜間景観創出のための社会実験の提案	・本市の夜間景観づくりに対する考え方に沿い、かつ、エリアの特性を考慮した魅力的な提案となっているか。 ・実現性のある提案となっているか。	10 点
	③鴨川を中心とした周辺公有地等を活用した居心地の良い空間創出のための社会実験の提案	・地域性を踏まえた魅力向上及び滞在快適性・回遊性の向上等に資する提案となっているか ・実現性のある提案となっているか	10 点
	資料作成能力	理解しやすい資料となっているか。	10 点
見積金額		受託見積金額に応じて配点を行う。	5 点

(3) 選定結果の通知

選定結果は、審査後速やかに、全ての受託希望者に対し書面により通知します。

5 契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結します。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限ります。）と契約を締結することとします。

6 注意事項等

(1) 参加資格について

申込日から選定結果の通知の日までに、本要項 2 に定める参加資格を欠くこととなった場合は、本プロポーザルへの参加を取り消します。

(2) 提出書類について

ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、受託希望者の負担とします。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めません。

オ 提出書類については、受託希望者に無断で、本業務の受託候補者の選定に係る目的

以外で使用しません。

カ 同一の受託希望者が、提出書類を複数提出することは認めません。

キ 参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ク 本プロポーザルにおいて本市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

ケ 次のいずれかに該当する場合は無効とします。

(7) 提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

(4) 提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は不備がある場合

(3) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とします。この場合においては、その者の名を公表し、本市が今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定する競争入札への参加を停止することがあります。

ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) 選定結果の公表について

受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を公表します。